

文甲第三二号

起案 昭和八年七月三十一日

閣議決定 昭和八年七月三十一日 施行昭和八年八月一日 上奏昭和八年七月三十一日 公布昭和八年八月一日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

緒方内務大臣

緒方

大達内務大臣

大達

石井内務大臣

石井

安藤内務大臣

安藤

天養内務大臣

天養

山根内務大臣

山根

塚田内務大臣

塚田

大野内務大臣

大野

岡崎内務大臣

岡崎

保利内務大臣

保利

小坂内務大臣

小坂

大野木内務大臣

大野木

小笠原内務大臣

小笠原

岡野内務大臣

岡野

戸塚内務大臣

戸塚

木村内務大臣

木村

別紙衆議院議長奏上の大日本育英会法の一

内閣
部を改正する法律公布の件は、奏上のとおり
公布を奏請することといたしたい。

大日本育英会法の一部を改正する法律
をここに公布する。

御名御璽

昭和二十八年八月十三日

内閣総理大臣

法律第二百四号

(奏上のとおり。)

大藏大臣

文部大臣

内閣総理大臣

内閣

閣

国会は大日本育英会法の一部
を改正する法律の公布を奏上
いたします。

昭和二十八年七月二十二日

衆議院議長 堤 康次郎



衆議院事務総長大池 眞



大日本育英会法の一部を改正する法律

大日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

日本育英会法

第一条から第四条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第五条第一項中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「勅令」を「政令」に改める。

第七条から第十一条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第十五条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改め、「職員ハ」の下に「罰則ノ適用ニ付テハ」を加える。

第十六条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十六条ノ二 前条第一項第一号ノ規定ニ依ル貸与金ニハ利息ヲ附セズ

前項ノ貸与金ノ返還ノ期限ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム但シ日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者が
災害又ハ傷痍疾病ニ因リ其ノ貸与金ノ返還困難トナリタルトキ其ノ他政令ノ定ムル事由アルト
キハ其ノ返還ノ期限ヲ猶予スルコトヲ得

第十六条ノ三 日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者が左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ政
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

一 死亡又ハ不具廢疾ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタルトキ

二 修業後一定年数以上継続シテ義務教育ニ関スル教育職員ノ職ニ在リタルトキ

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学院ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者が修業後一定年数
以上継続シテ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ
一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

第十七条中「前条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第十八条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第十九条の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、同条第三号中「信託会社」
を「信託会社若ハ信託業務ヲ営ム銀行」に改める。

第二十条から第二十六条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条ノ二 政府ハ毎年度予算ノ範囲内ニ於テ日本育英会ニ対シ第十六条第一項第一号ノ業
務ニ要スル資金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

前項ノ貸付金ニハ利息ヲ附セズ

政府ハ日本育英会ガ第十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸与金ノ返還ヲ免除シタルトキハ日本育英会ニ
対シ其ノ免除シタル金額ニ相当スル額ノ貸付金ノ償還ヲ免除スルコトヲ得

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 政府ハ日本育英会ニ対シ第十六条ニ規定スル業務ニ関シ毎年度予算ノ範囲内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第二十九条中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「千円」を「三万円」に改める。

第三十条の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に、同条第一号中「勅令」を「政令」に改める。

第三十一条中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の日本育英会法第十六条ノ二及び第十六条ノ三の規定は、この法律施行前に貸与した貸与金についても適用する。

3 改正後の日本育英会法第二十六条ノ二第二項及び第三項の規定は、この法律施行前に貸し付けた貸付金についても適用する。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会法」を「日本育英会法」に、同条第十八号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、同条第二十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会法」を「日本育英会法」に改める。

6 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第六号ノ八中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

7 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

8 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「町村職員恩給組合連合会」の下に「日本育英会」を加える。

第七百四十三条第三号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

内閣総理大臣

法制局長官

昭和二十八年六月十一日

内閣官房長官
内閣官房副長官

緒方 国務大臣 方	大達 国務大臣 俊	石井 国務大臣	安藤 国務大臣 正
犬養 国務大臣 健	山県 国務大臣	塚田 国務大臣 五	大野 国務大臣
岡崎 国務大臣 清	内田 国務大臣 位	小坂 国務大臣 五	大塚 国務大臣 五
小笠原 国務大臣 良	岡野 国務大臣	戸塚 国務大臣	木村 国務大臣 五

別紙大蔵文部両大臣請議大日本育英会
法の一部を改正する法律案

を審査したが、右は請議のよりに閣議決定の上、
国会に提出せられてよいと認める。

法律案

呈案附箋の通り。

大日本育英会法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十八年五月十五日 冢

内閣総理大臣

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

大蔵大臣

文部大臣

内閣総理大臣

文大生第 368 号
昭和28年6月 日

法制局
文部省
第三六八号

説明者 文部事務官 稲田 清助
文部事務官 福田 繁

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

大蔵大臣 小笠原三九郎
文部大臣 大 達 茂 雄

請 議

大日本育英会法の一部を改正する法律を制定する必要があるので、別紙法律案を添えて閣議を求めます。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

文甲—三二

大日本育英会法

大日本育英会法の一部を改正する法律
大日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

日本育英会法

第一条から第四条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。
第五条第一項中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「勅令」を「政令」に改める。
第七条から第十一条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。
第十五条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改め、「職員ハ」の下に「副則ノ適用ニ
付テハ」を加える。

第十六条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改め、同条の次に次の二条を加える。
第十六条ノ二 副則第一項第一号ノ規定ニ依ル貸与金ニハ利息ヲ附セス

前項ノ貸与金ノ返還ノ期限ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム但シ日本育英会ハ字資ノ貸与ヲ受ケタル
者ノ災害又ハ働機疾病ニ因リ其ノ貸与金ノ返還困難トナリタルトキ其ノ他政令ノ定ムル事
由アルトキハ其ノ返還ノ期限ヲ猶予スルコトヲ得

第十六条ノ三 日本育英会ハ字資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ

ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

一 死亡又ハ不具臨牒ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタルトキ

二 修業後一定年数以上継続シテ義務教育ニ関スル教育職員ノ職ニ在リタルトキ

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学院ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

第十七条中「前条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第十八条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第十九条の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、同条第三号中「信託会社」を「信託会社若ハ信託業務ヲ営ム銀行」に改める。

第二十条から第二十六条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条ノ二 政府ハ毎年度予算ノ範囲内ニ於テ日本育英会ニ対シ第十六条第一項第一号ノ義務ニ要スル資金ノ貸与ヲ為スコトヲ得

前項ノ貸与金ニハ利息ヲ附セス

政府ハ日本育英会ガ第十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸与金ノ返還ヲ免除シタルトキハ日本育英会ニ対シ其ノ免除シタル金額ニ相当スル額ノ貸与金ノ償還ヲ免除スルコトヲ得

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 政府ハ日本育英会ニ対シ第十六条ニ規定スル義務ニ関シ毎年度予算ノ範囲内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第二十九条中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「千円」を「三万円」に改める。

第三十条の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に、同条第一号中「勅令」を「政令」に改める。

第三十一条中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起行する。

2 改正後の日本育英会法第三十三条の規定は、この法律施行前に貸与した貸与金についても適用する。

3 改正後の日本育英会法第三十三条の規定は、この法律施行前に貸し付けた貸与金についても適用する。

ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

一 死亡又ハ不具歸埃ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタルトキ

二 修業後一定年数以上継続シテ義務教育ニ関スル教育職員ノ職ニ在リタルトキ

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学院ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

第十七条中「前条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第十八条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第十九条の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、同条第三号中「信託会社」を「信託会社若ハ信託業務ヲ営ム銀行」に改める。

第二十条から第二十六条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条ノ二 政府ハ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ日本育英会ニ対シ第十六条第一項第一号ノ業務ニ要スル資金ノ貸付ヲ為スコトヲ得
前項ノ貸付金ニハ利息ヲ附セズ

政府ハ日本育英会ガ第十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸与金ノ返還ヲ免除シタルトキハ日本育英会ニ対シ其ノ免除シタル金額ニ相当スル額ノ貸付金ノ償還ヲ免除スルコトヲ得
第二十八条を次のように改める。

第二十八条 政府ハ日本育英会ニ対シ第十六条ニ規定スル業務ニ関シ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第二十九条中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「千円」を「三万円」に改める。

第三十条の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に、同条第一号中「勅令」を「政令」に改める。

第三十一条中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

及び第十六条ノ三の規定は、この法律施行前に貸与した貸与金についても適用する。

第二項及び第三項の規定は、この法律施行前に貸し付けた貸付金についても適用する。

- 4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会法」を「日本育英会法」に、同条第十八号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会法」を「日本育英会法」に、同条第二十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会法」を「日本育英会法」に改める。
- 6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第六号ノ八中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。
- 7 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。
- 8 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第四号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。
- 9 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二百九十六条中「町村職員恩給組合連合会、」の下に「日本育英会、」を加える。
第七百四十三条第三号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

理由

大日本育英会の名称を日本育英会に改め、その貸与金の返還期限の猶予及び返還の免除等につき所定の規定を設けるとともに、過料の金額を引き上げる等規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参

大日本育英会法

参

目次

大日本育英会法 一

大日本育英会法施行期日ノ件 一六

大日本育英会法施行令 一六

大日本育英会法

昭和十九年二月十六日、法律第三十号
 昭和二十三年七月七日改正、法律第一百十号
 昭和二十五年三月三十一日改正、法律第七十九号
 昭和二十六年三月三十一日改正、法律第一百号

第一章 総則

第一條 大日本育英会ハ優秀ナル学徒ニシテ経済的理由ニ因リ修学困難ナルモノニ対シ学資ノ貸与其ノ他之ガ育英上必要ナル業務ヲ行ヒ以テ国家有用ノ人材ヲ育成スルコトヲ目的トス

大日本育英会ハ法人トス

参

第二條 大日本育英会ハ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク

大日本育英会ハ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ置クコトヲ得

第三條 大日本育英会ノ基金ハ百万円トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ増加スルコトヲ得

政府ハ大日本育英会ノ基金トシテ百万円ヲ支出スベシ

前項ノ規定ニ依ル支出ハ国債証券ヲ交付シテ之ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル国債証券ノ交付價格ハ時價ヲ参酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第四條 大日本育英会ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ
一 目的

二 名称

三 事務所ノ所在地

四 基金及資産ニ関スル事項

五 役員ニ関スル事項

六 業務及其ノ執行ニ関スル事項

七 会計ニ関スル事項

八 公告ノ方法

定款ノ変更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ぜズ

第五條 大日本育英会ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ

三

對抗スルコトヲ得ズ

第六條 削除

第七條 大日本育英会ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ
処置ニ関シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 大日本育英会ニ非ザル者ハ大日本育英会又ハ之ニ類似スル名称ヲ用
フルコトヲ得ズ

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件
手續法第三十五條第一項ノ規定ハ大日本育英会ニ之ヲ準用ス

第二章 職 員

第十條 大日本育英会ニ役員トシテ会長一人、理事長一人、理事三人以上、

監事二人以上及評議員若干人ヲ置ク

第十一條 会長ハ大日本育英会ヲ代表シ其ノ業務ヲ総理ス

理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ大日本育英会ヲ代表シ会長ヲ輔佐シテ大日
本育英会ノ業務ヲ掌理ス

理事長ハ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ会長欠員ノトキハ其ノ職務
ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ大日本育英会ヲ代表シ会長及理事長ヲ輔佐シ
テ大日本育英会ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ会長及理事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ
代理シ会長及理事長共ニ欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

参

監事ハ大日本育英会ノ業務ヲ監ス
評議員ハ業務ニ関スル重要ナル事項ニ付会長ノ諮問ニ応ジ又ハ会長ニ對シ
意見ヲ述ブルコトヲ得

六

第十二條 会長、理事長、理事、監事及評議員ハ主務大臣之ヲ命ズ
会長、理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス
第十三條 会長、理事長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ従タル事務所ノ業務
ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任ス
ルコトヲ得

第十四條 会長、理事長及理事ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ス但シ主務大
臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 大日本育英会ノ役員其ノ他ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事ス
ル職員ト看做ス

第三章 業務

第十六條 大日本育英会ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一 學費ノ貸与
 - 二 學費ノ貸与ヲ受クル生徒ノ輔導
 - 三 修學上必要ナル施設ノ設置及経営
 - 四 前各号ノ業務ニ附帶スル業務
- 大日本育英会ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル業務ノ外其ノ目的達成
上必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

七

参

第十七條 前條第一項第一号ノ業務ニ要スル資金ハ借入金并附金等ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第四章 會計

第十八條 大日本育英会ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第十九條 大日本育英会ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ余裕金ノ運用ヲ為スコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受テメル有價証券ノ取得

二 資金運用部ヘノ預託又ハ郵便貯金

三 銀行ヘノ預金又ハ信託会社ヘノ金銭信託

第二十條 大日本育英会ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借

対照表及損益計算書ヲ作成シ主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第五章 監督及補助

第二十一條 大日本育英会ハ主務大臣之ヲ監督ス

第二十二條 主務大臣ハ大日本育英会ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ必要ナル業務ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ変更其ノ他必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十三條 大日本育英会ハ主務大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ借入金ヲ為スコトヲ得ズ

第二十四條 大日本育英会ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

参

大日本育英会ハ事業年度毎ニ事業計画及收支予算ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル喪失ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

第二十五條 主務大臣ハ大日本育英会ニ対シ業務及財産ノ状況ニ関シ報告ヲ為サシメ、検査ヲ為シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第二十六條 主務大臣ハ役員ノ行為カ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シタルトキ其ノ他大日本育英会ノ業務運営上役員ヲ不適当ナリト認ムルトキハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十七條 政府ハ第十六條第一項第一号ノ業務ノ為借入金中ニ億七千四百万円ヲ限リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証スルコトヲ得

借入レタル

第二十八條 政府ハ大日本育英会ニ対シ毎年度左ノ各号ノ金額ノ年百分ノ

三・二ノ割合ニ相当スル金額ノ補助金ヲ交付スルコトヲ得

一 第十六條第一項第一号ノ業務ノ為借入レタル借入金ノ額

ニ 第十六條第一項第一号ノ規定ニ依リ貸与シタル學費ノ返還金ヲ基礎トシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ算出シタル金額

前項ノ補助金計算ノ基礎ト為スベキ金額ハ同項第一号ノ借入金ノ額ニ付テハ二億七千四百万円ヲ限度トシ同項第二号ノ金額ニ付テハ九千四百万円ヲ限度トス

前二項ニ規定スルモノノ外政府ハ大日本育英会ニ対シ第十六條第一項第一号ノ業務ニ関シ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

参

第六章 罰 則

一二

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ大日本育英会ノ会長、理事長、理事又ハ監事
ヲ千円以下ノ過料ニ処ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサル
トキ

ニ 本法ニ規定セザル業務ヲ営ミクルトキ

三 第十九條ノ規定ニ違反シ業務上ノ余裕金ヲ運用シクルトキ

四 主務大臣ノ監督上ノ命令スハ処分ニ違反シクルトキ

第三十條 左ノ場合ニ於テハ大日本育英会ノ会長、理事長、理事又ハ監事ヲ
五百円以下ノ過料ニ処ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ発スル勅令ニ違反シ登記ヲ為スコトヲ怠リ又ハ
不正ノ登記ヲ為シタルトキ

ニ 第二十條ノ規定ニ依ル書類ヲ作成セザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ
事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ為シタルトキ又ハ其ノ書類ニ付主務大
臣ノ承認ヲ受ケザルトキ

第三十一條 第八條ノ規定ニ違反シ大日本育英会又ハ之ニ類似スル名称ヲ用
ヒタル者ハ五百円以下ノ過料ニ処ス

附 則

第三十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ大日本育英会ノ設立ニ関スル事務ヲ

一三

处理セシム

第三十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十五條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ滯滞ナク其ノ事務ヲ大日本育英会会長ニ引継グベシ

會長前項ノ事務ノ引継ヲ受ケタルトキハ設立ノ登記ヲ為スベシ
大日本育英会ハ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

第三十六條 主務大臣ハ第三十四條ノ認可ヲ為シタルトキハ財団法人大日本育英会ニ對シ解散ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル財団法人大日本育英会ハ大日本育英会成立ノ時解散スルモノトシ其ノ權利義務ハ大日本育英会之ヲ承継ス此ノ場合ニ於テハ他

ノ法令中解散及清算ニ関スル規定ハ之ヲ適用セス

前二項ニ規定スルモノヲ除クノ外財団法人大日本育英会ノ解散ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七号中「恩給金庫、」ノ下ニ「大日本育英会、」ヲ、「恩給金庫法、」ノ下ニ「大日本育英会法、」ヲ、同條第十八号中「国民厚生金庫」ノ上ニ「大日本育英会、」ヲ加フ

同條ニ左ノ一ヲ加フ

三十一 大日本育英会ガ大日本育英会法第十六條第一項第二号又ハ第三号ノ業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

参

第三十八條 印紙税法中左ノ改正ス

第五條第六号ノ七ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

六ノ八 大日本育英会ノ業務ニ関スル証書帳簿

一六

大日本育英会法施行期日ノ件 (昭和十九年四月十四日 勅令第二百七十七号)

大日本育英会法ハ昭和十九年四月十六日ヨリ之ヲ施行ス

大日本育英会法施行令 (昭和十九年四月十四日 勅令第二百七十一号)

第一條 大日本育英会ノ設立ノ登記ハ会長ガ設立委員ヨリ設立ニ関スル事務ノ引継ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ為

スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 基金ノ総額
- 五 会長、理事長、理事及監事ノ氏名住所
- 六 理事長又ハ理事ノ代表権ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限
- 七 公告ノ方法

大日本育英会ハ設立ノ登記ヲ為シタル後二週間以内ニ従タル事務所ノ所在

一七

地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第二條 大日本育英会ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所

ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三條 大日本育英会ガ主タル事務所ヲ移転シタルトキハ二週間以内ニ移転

ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

大日本育英会ガ從タル事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間以内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ從タル事務所ヲ移転シタルトキハ其ノ移転ノ登記ヲ為スヲ以テ足ル

第四條 第一條第二項ニ掲グル事項中ニ変更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ変更ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第五條 大日本育英会法第十三條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名及住所並ニ代理人ヲ置キ

参

タル事務所ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ変更及代理人ノ代理権ノ消滅ニ付亦同ジ

第六條 登記スベキ事項ニシテ文部大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第七條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第八條 大日本育英会ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ区裁判所ヲ以テ管轄登記所トス各登記所ニ大日本育英会登記簿ヲ備フ

第九條 本令ニ依ル登記ハ会長ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

第十條 設立ノ登記ノ申請書ニハ定款、会長ノ資格ヲ証スル書面及大日本育英会法第三十六條第一項ノ規定ニ依ル命令書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第十一條 大日本育英会法第十三條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十二條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移転其ノ他第一條第二項ニ掲グル事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ変更ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十三條 前條ノ規定ハ第五條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ変更及大日本育英会法第十三條ノ代理人ノ代理権ノ消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十四條 非訟事件手続法第四百二十二條乃至第四百十九條、第五百十條ノ二乃至第五百十一條ノ六及第五百五十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第十五條 大日本育英会法第二十八條第一項第二号ノ金額ハ左ノ各号ニ依リ

参

参

算出シタル金額トス

二二

- 一 大日本育英会法第十六條第一項第一号ノ規定ニ依リ貸与シタル學費ノ返還金(以下返還金ト稱ス)ヨリ借入金ノ償還金ヲ控除シ残額ヲ生スルニ至リタル年度ノ次年度ニ於テハ前年度中ニ於ケル返還金ヨリ借入金ノ償還金ヲ控除シタル額
- 二 前号ニ規定スル年度ノ次年度ニ於テハ前号ノ金額ト前年度中ニ於ケル之ニ対スル大日本育英会法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル補助金額及返還金トノ合計金額ヨリ前年度中ニ於ケル借入金ノ償還金ヲ控除シタル額
- 三 前号ニ規定スル年度ノ次年度以降ニ於テハ前号ニ準ジテ算出シタル金額

附 則

本令ハ大日本育英会法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 大日本育英会ノ設立ノ登記ヲ為シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ財団法人
 大日本育英会ノ解散ノ登記ヲ為シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

二三

参
照
系
文

昭和二十八年二月

大
日
本
育
英
会

本部 東京都千代田区日比谷公園二
支部 各都道府県教育委員会事務局内

登録税法
(明治二十九年
法律第三十七号)

第十九条

左ニ掲クルモノニハ登録税ヲ課セス。但シ第三号ノ四、第八号、第九号、第十一号、

第十一号、三、第十二号及第十四号乃至第十七号ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル、

一、政府自己ノ為ニスル登記又ハ登録

一、二、日本電信公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

一、三、日本電信電話公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

二、一、日本国有鉄道自己ノ為ニスル登記又ハ登録

二、二、国民金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

二、三、住宅金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

二、四、宗教法人が専ラ其ノ本末ノ用ニ供スル宗教法人法律ニ條ニ規定スル境内建物及境内地(由宗

教法人命ノ規定ニ依ル宗教法人ノ之ニ相当スル建物、工作物及土地ヲ含ム)ニ関スル登記

二、五、墳墓地ニ関スル登記

三、北海道府県市町村其ノ他ノ公共団体ニ於テ公用ニ供スル不動産ニ関スル登記

三、一、北海道府県市町村其ノ他ノ公共団体ニ於テ地方税法第十六條ノ三第一項及第二項ノ規定ニ依

ル相當ノ取得並同條第四項ノ規定ニ依ル差押ノ解除ニ関スル登記

四、府県市町村、産物倉庫若ハ境界変更ニ因ル府県市町村ノ権利ノ取得又ハ其ノ府県市町村ノ所有権
ニ付シテ付爲ス所ノ所有権ノ保存登記又ハ登録

五、市町村ノ一部ニ属スル財産ヲ其ノ市町村ニ移入場合ニ於ケル市町村ノ権利ノ取得又ハ其ノ市町村
ニ所有権ヲ移入ス所ノ所有権ノ保存ノ登記又ハ登録

六、市町村又ハ市町村ノ一部ニ属スル入会権ニシテニ以上ノ市町村ニ互ルモノヲ消滅セシムル爲メ市町
村又ハ市町村ノ一部ニ其ノ入会財産ニ付爲ス権利ノ取得若ハ財産ノ分割又ハ之カ爲ニスル所有権ノ
保存ノ登記

七、日本銀行、大日本會英会、私立学校振興會、学校法人、農地南奉営団、食糧増産、農業共有金、
農業協同組合、農業協同組合連合会、労働組合、社会福祉法人、日本赤十字社、国民厚生金庫、
南方同業倉庫、外資金庫、戦時金融金庫、日本輸出入銀行、日本開發銀行、損害保険料率算上団
体、帝國高速度交通管団、住宅管団、産業設備管団、法令ニ依ル公団、日本放送協会、鉱業普及事
業、蚕糸共同組合、蚕糸業会、水産業協同組合、水産業協同組合共有会、水船相互保険組合、森
林組合、森林組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、商工組合中央金庫、商工協同組合、商工協
同組合中央会、中小企業等協同組合、貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合、貸室組合聯合会、塩
業組合、塩業組合聯合会、塩業組合中央会又ハ肉類肉類整理委員会ニ付日本銀行法、大日本會英会
法、私立学校振興會法、私立学校法、農地開發法、食糧管理法、農業共有基金法、農業協同組合法

産業組合法、消費者生活協同組合法、労働組合法、社会福祉事業法、日本赤十字社法、国民厚生金庫
法、南方開發金庫法、外資金庫法、戦時金融金庫法、日本輸出入銀行法、日本開發銀行法、損害保
険料率算上団体ニ関スル法律、帝國高速度交通管団法、住宅管団法、産業設備管団法、公団ニ関ス
ル法令、放送法、臨時石炭鉱業普及法、蚕糸業法、水産業協同組合法、船主相互保険組合法、森林
法、信用金庫法、商工組合中央金庫法、商工協同組合法、中小企業等協同組合法、貸家組合法、塩
業法又ハ肉類肉類整理委員会ニ基キテ爲ス登記

八、負債整理ノ爲メニ負債整理組合又ハ農村負債整理組合若シテ八系ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行
ハシ人ノ施設ニ依ル知人ノ土地所有権ノ取得ノ登記

九、農地法第三十六條、第六十一條、第六十九條、第七十條又は第八十條ニ依リ因ヨリ売渡シヲ受ケ
タリ土地ノ所有権ノ取得

十、北海道府県市町村、産業組合又ハ住宅組合カ住宅ノ供給ノタメニスル抵当権ノ取得ノ登記

十一、住宅又ハ住宅用地ニ付産業組合會又ハ住宅組合員カ其ノ所屬組合ヨリノ権利ノ取得ノ登記

十二、貸家若ハ貸室組合カ貸家又ハ貸室田建物ノ供給ノ爲ニスル抵当権ノ取得ノ登記

十三、貸家若ハ貸室田建物又ハ其ノ土地ニ付貸家組合員又ハ貸室組合員カ其ノ所屬組合ヨリノ権利ノ
取得ノ登記

十二 農林大臣ノ定ムル自作農創設維持資金貸付事業ヲ行フ者ガ其ノ事業ノ爲ニ取得スル抵当権ノ取得ノ登記

十三 農林大臣ノ定ムル自作農創設維持資金貸付事業ノ爲ニ取得スル抵当権ノ取得ノ登記

十四 株式會社ヲ目的トスル法人ノ土地、建物ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

十五 生計保護法ニヨル保護施設ノ設置ヲ目的トスル法人ノ保護施設ノ用ニ供スル土地及ビ建物ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

十六 社会福祉事業法ニシテ社会福祉法人ガ社会福祉事業ノ用ニ供スル土地及建物ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

十七 日本赤十字社力日本赤十字社法第二十七条ノ業務ノ爲ニスル土地、建物又ハ船舶ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

十八 市町村、農業協同組合、農林中央金庫、信用組合、日本創業銀行、北海道拓植銀行、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ負債整理ノ爲ニ資金貸付ノ場合ニ於ケル抵当権ノ取得ノ登記

十九 市町村、農業協同組合、農林中央金庫、信用組合、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ於ケル抵当権ノ取得ノ登記

一 規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ヨリ負債整理ノ爲ニ資金ノ貸付ヲ受ケタル者ガ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル市町村、農業協同組合、農林中央金庫、信用組合、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ所有権ノ取得ノ登記

二 負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ同法第七條ノ規定ニ於ケル土地所有権ノ取得ノ登記

三 國民更生金庫カ國民更生金庫法第十七條ニ規定スル業務ノ爲ニスル権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記又ハ登録

四 大日本育英會、私立学校振興會、國民更生金庫、南洋南洋金庫、外資金庫、日本輸出入銀行、日本南洋銀行又ハ住宅營團ノ事務前ノ用ニ供スル不動産ニ関スル登記

五 住宅營團カ住宅營團法第十六條第一号、第三号又ハ第四号ノ業務ノ爲ニスル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

六 大日本育英會カ大日本育英會法第十六條第一号第二号又ハ第三号ノ業務ノ爲ニスル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

七 土地改良法ニ依ル土地改良事業ノ施行ノため必要ナル土地又ハ建物ニ関スル登記

八 私立学校振興會ガ私立学校振興會法ノ規定ニ依リ為ス貸付業務ノ爲ニスル建物又ハ土地ノ抵当権

印紙税 法

(昭和三十一年
法律第五十四号)

第五條

左ニ掲ケル證書、帳簿ニ関シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

- 一 官庁又ハ公署ノ発スル證書、帳簿
- 二 官庁又ハ公署ノ所屬ニ奉スル者ノ職務上発スル證書、帳簿
- 三 国庫金ノ取扱ニ関シテ発スル證書
- 四 慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル寄附ニ関シ官庁又ハ公署ニ提出スル證書
- 四ノ二 小切手
- 四ノ三 日本銀行ノ発スル出資證券
- 五 国民金融公庫ノ発スル證書帳簿
- 五ノ二 住宅金融公庫ノ発スル証券、帳簿
- 五ノ三 農業共済基金ノ発スル証券、帳簿
- 六 農業協同組合、消費生活協同組合、漁業協同組合若ハ森林組合若ハ塩業ニ関スル中小企業者協同組合ノ発スル出資證券若ハ貯蓄通帳又ハ住宅組合ノ発スル出資證券
- 六ノ二 日本輸出入銀行ノ発スル証券、帳簿
- 六ノ三 帝都高速度交通営団ノ発スル出資證券

六ノ四 日本國有鉄道ノ発スル証券帳簿

六ノ五 日本郵船株式會社ノ発スル証券帳簿

六ノ五ノ二 日本電信電話株式會社ノ発スル証券帳簿

六ノ六 法令ニ依ル公団ノ発スル証券帳簿

六ノ六ノ二 信用金庫又ハ信用金庫連合會ノ発スル出資證券、預金通帳、積金通帳又ハ積金證書

六ノ七 信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合會

會ノ發スル出資證券、預金通帳、積金通帳又ハ積金證書

六ノ八 大日本實業會ノ業務ニ関スル証券帳簿

六ノ九 日本商船銀行ノ発スル証券帳簿

六ノ九ノ二 日本赤十字社ノ業務ニ関スル証券帳簿

六ノ十 勸業銀行株式會社ノ發スル証券帳簿

六ノ十一 銀行復旧事業會ノ發スル証券帳簿

七 記載金高千円未満ノ約束手形及執照手形

八 貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書（貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限ル）

九 農業協同組合又ハ農業協同組合連合會ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高千円未満ノモノ

九ノ二 國民貯蓄組合ノ代表者カ組合ノ業務ニ関シ發スル金銭ノ寄託若ハ信託行為ニ関スル証券若ハ通帳又ハ委任狀

九ノ三 信用金庫又ハ信用金庫連合會ノ發スル預金證書ニシテ其ノ記載金高千円未満ノモノ

九ノ四 信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合會ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高千円未満ノモノ

十 記載金高五十円未満ノ物品切手

十一 宛付仕切書

十二 物品又ハ有価證券ノ宛付契約證書ニシテ其ノ記載金高千円未満又ハ金高記載ナキモノ

十三 送狀

十四 記載金高千円未満若ハ金高記載ナキ又ハ營業（利益金又ハ剰余金、配当又ハ分配ヲ爲ス法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノカ其ノ出資者以外ノ者ニ対シテ爲ス事業ヲ含ミ其ノ出資者カ出資ヲ爲シタル法人ニ対シテ爲ス營業ヲ除ク）ニ関セサル受取書

十二 主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書

十六 牛形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書

十七 株券又ハ債券ニ記載シタル譲渡ノ證明書

- 十八 牛形ノ引渡及保証
- 十九 牛形又ハ証券ノ拒絶證書
- 二十 牛形又ハ証券ノ複本及謄本
- 二十一 農業倉庫証券又ハ連合農業倉庫証券
- 二十二 債札又ハ貨物通帳(貨屋營業者ノ発スルモノニ限ル)
- 二十三 物務通帳
- 二十四 乘車券 乘船券又ハ各種入場券
- 二十五 才四條才一号乃至才五号及才三十一号ノ証券ニシテ記載在高千円未満ノモノ

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)

第三條 左に掲げる法人には、所得税を課さない。

- 一 都道府県、市町村、特別市、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び老老法の規定による老務局
- 二 法令による公團
- 三 日本売券公社
- 四 日本国有鉄道
- 四ノ二 日本電信電話公社
- 五 国民金融公庫及び住宅金融公庫
- 六 日本輸出入銀行及び日本郵貯銀行
- 七 南鎖機関整理委員会及び商船管理委員会
- 八 土地改良区及び同連合、普通水利組合及び同連合、水害予防組合及び同連合、北海道土地組合、耕地整理組合及び同連合並びに土地区画整理組合
- 九 日本赤十字社、氏法第三十四条の規定により設立し法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の規定により設立し法人

- 十 大日本育英会、私立学校振興会、社会保健診療報酬支払基金、日本放送協会及び損害普及事業団
- 十一 法人たる労働組合及び国家公務員法第九十八条又は地方公務員法第五十四条の規定に基づく法人たる国家公務員又は地方公務員の団体
- 十二 国民健康保険組合及び同連合会、健康保険組合及び同連合会、現船保険組合、現船保険中央会、農業共済組合及び同連合会、農業共済基金並びに国家公務共済組合及び同連合会
- 十三 労務組合、住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）

第四條 法人税は、左に掲げる法人には、これを課さない。

- 一 都道府県、市町村及び命令で定めるその他の公共団体
- 二 法令による公団、連合国軍人等住宅公社、日本興産公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、国民金融公庫、住宅金融公庫、日本輸出入銀行及び日本南洋銀行
- 三 労働機関管理委員会及び商船管理委員会
- 四 大日本育英会、私立学校振興会、社会保健診療報酬支払基金及び日本放送協会
- 五 国民健康保険組合及び同連合会並びに健康保険組合及び同連合会

地ニシテ(昭和二十五年法律第一〇二号)

第二百九十六條 市町村は、国並びに都道府県、特別市、特別区、ニ此等の組合、財産区、日本郵船公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本郵船、土地改良区、土地改良連合、普通水利組合、普通水利組合連合、北海道土地改良組合、耕地整理組合、耕地整理組合連合、水害予防組合、水害予防組合連合、土地改良整理組合、健康保険組合、健康保険組合連合、国民健康保険組合、国民健康保険の中業を行う法人、国民健康保険団体連合会、町村職員退給組合連合会、私立学校振興会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業共済基金、造船保険組合、及び船舶相互保険組合並びに森林法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、又は中小企業者協同組合法による組合(企業組合を除く)若しくは連合会及び信用金庫若しくは信用金庫連合会が政令で定めるもの、学校教育法第一條若しくは第九十八條第一項の学校を設置する学校法人又は私立学校法第六十四條第四項の法人、博物館法第一條第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四條の法人、宗教法人、民法第三十四條の法人で学術の研究を目的とするもの、労働組合法による労働組合、国家公務員法第九十八條の規定に基づく国家公務員の団体、国会職員法第十八條の二の規定に基づく国会職員の団体、地方公務員法第五十四條の規定に基づく地方公務員の団体に対しては、市町村民税を課するものがない。

がヒ百四十三條 道府県は、左の名号に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。

一 国並びに都道府県、特別市、市町村、特別区及びニ此らの組合が行う事業

二 日本郵船社、民法第三十四條の法人、宗教法人、学校法人及び私立学校法第六十四條第四項の法人が行う事業(収益を目的とする事業を行う部分を除く)

三 国民金融公庫、住宅金融公庫、日本輸出入銀行、日本郵船銀行、法令による公団、大日本育英会、私立学校振興会、船舶管理委員会、船舶機関整理委員会、証券処理調整協議会、日本郵船公社、日本国有鉄道、日本放送協会、及び一般放送事業社が行う事業

四 健康保険組合及び健康保険組合連合会の健康保険の事業、国民健康保険組合、国民健康保健の事業を行う法人及び国民健康保険団体連合会の国民健康保険の事業並びに町村職員退給組合連合会の事業

五 農業共済組合、農業共済組合連合会、農業共済基金、水産業協同組合共済会、造船保険組合及び船舶保険組合の事業

六 森林法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法及び中小企業者協同組合法による組合(企業組合を除く)及び連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会が政令で定めるものを行う事業

七 前項の報道を目的とする新聞(毎月三回以上号をあつて定期的に発行されるものに限り)を発行す

る新田業、之れらの新田を返還する事業及び之れらの新田に広告を掲載することを取り扱ふ事業並
びに学術研究、学校教育、社会教育等に關する出版物を発行する出版業で政令で定めるもの

- 八 農業
- 九 林業
- 十 礦物の掘採事業
- 十一 主として自家労力を用いて行ふ第一種事業で政令で定めるもの

地二

文甲第三五号

起 昭和三十八年八月七日

閣議決定 昭和三十八年八月十一日

施行昭和 年 月 日
上奏昭和 年 月 日
公布昭和 年 八月十四日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

總務大臣

有

大達國務大臣

後

石井國務大臣

如

安藤國務大臣

為

農務大臣

出

山根國務大臣

本

藤田國務大臣

為

大野國務大臣

差

商工大臣

保

保科國務大臣

本

小坂國務大臣

良

大野國務大臣

差

小笠原國務大臣

美

岡野國務大臣

本

戸塚國務大臣

本

木村國務大臣

為

別紙衆議院議長奏上の青年学級振興法

内閣